

## 九州大学学校医等規程

平成24年度九大規程第143号  
施行：平成25年4月1日  
最終改正：平成30年3月30日  
(平成29年度九大規程第149号)

(趣旨)

第1条 この規程は、学校保健安全法（昭和33年法律第56号。以下「法」という。）第23条第1項の規定に基づき九州大学（以下「本学」という。）に置く学校医その他必要な事項に関し定めるものとする。

(学校医)

第2条 学校医は、キャンパスライフ・健康支援センター長（以下「センター長」という。）の推薦に基づき、総長が任命する。

2 センター長は、キャンパスライフ・健康支援センターの医師である教員のうちから学校医候補者を選考する。

(学校医の職務)

第3条 学校医の職務は、法23条第4項及び学校保健安全法施行規則（昭和33年文部省令第18号。以下「規則」という。）第22条第1項各号に定めるところによる。

(学医)

第4条 本学に、学校医の職務を補完するため、学医を置く。

2 学医は、センター長の推薦に基づき、総長が任命する。

3 センター長は、前項の推薦に当たり、九州大学病院長に学医候補者の推薦を求め、必要に応じて協議するものとする。

4 九州大学病院長は、九州大学病院の医師及び歯科医師のうちから学医候補者を選考する。

5 第3項の規定にかかわらず、センター長が必要と認めた場合は、九州大学病院以外の機関の長に学医候補者の推薦を求めることができる。

(学医の職務)

第5条 学医の職務は、規則第22条第1項第3号から第5号まで及び第9号に規定する職務に直接従事するとともに、学校医のその他の職務を補完する。

(総轄)

第6条 学校医及び学医の職務は、センター長が総轄する。

(雑則)

第7条 この規程に定めるもののほか、学校医及び学医に関し必要な事項は、センター長が定める。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成26年度九大規程第170号）

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成29年度九大規程第149号）

この規程は、平成30年4月1日から施行する。